

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年11月7日

愛知北農業協同組合

愛知北農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」といいます。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかわる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化管理方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化管理方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 信用担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- 2 貸出業務の取引実施部署を「金融円滑化管理担当部署」とし、同部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し、金融円滑化にかかわる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任部署」へ報告することとしております。
- 3 「金融円滑化管理責任部署」にて、当組合の金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理し、金融円滑化にかかわる取組状況等を定期的に理事会へ報告することとしております。
- 4 貸出業務の取引実施部署では、金融円滑化にかかわる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》

別添1のとおり。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置にかかわる苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- 1 お客様からの金融円滑化にかかわるご相談については、以下の「ご相談窓口」において承っております。
- 2 お客様からの当組合の金融円滑化にかかわる措置に対する苦情については、金融共済課にて承っております。また、苦情を受けた場合には、金融円滑化管理責任部署と連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《お客様のためのご相談窓口》

別添2のとおり。

《苦情・相談対応の体制の概要図》

前項の「対応状況を把握する体制の概要図」のとおり。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条の規定に基づく対応措置をとった後において、当該措置にかかわる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- 1 金融円滑化管理担当部署において、事業を営む利用者からの経営相談に対するきめ細かな対応と経営改善への取組みにかかわる支援について真摯に取り組みます。
- 2 特に、農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- 3 経営相談、経営改善のため、当組合職員に対し、必要に応じて研修、指導を行っております。

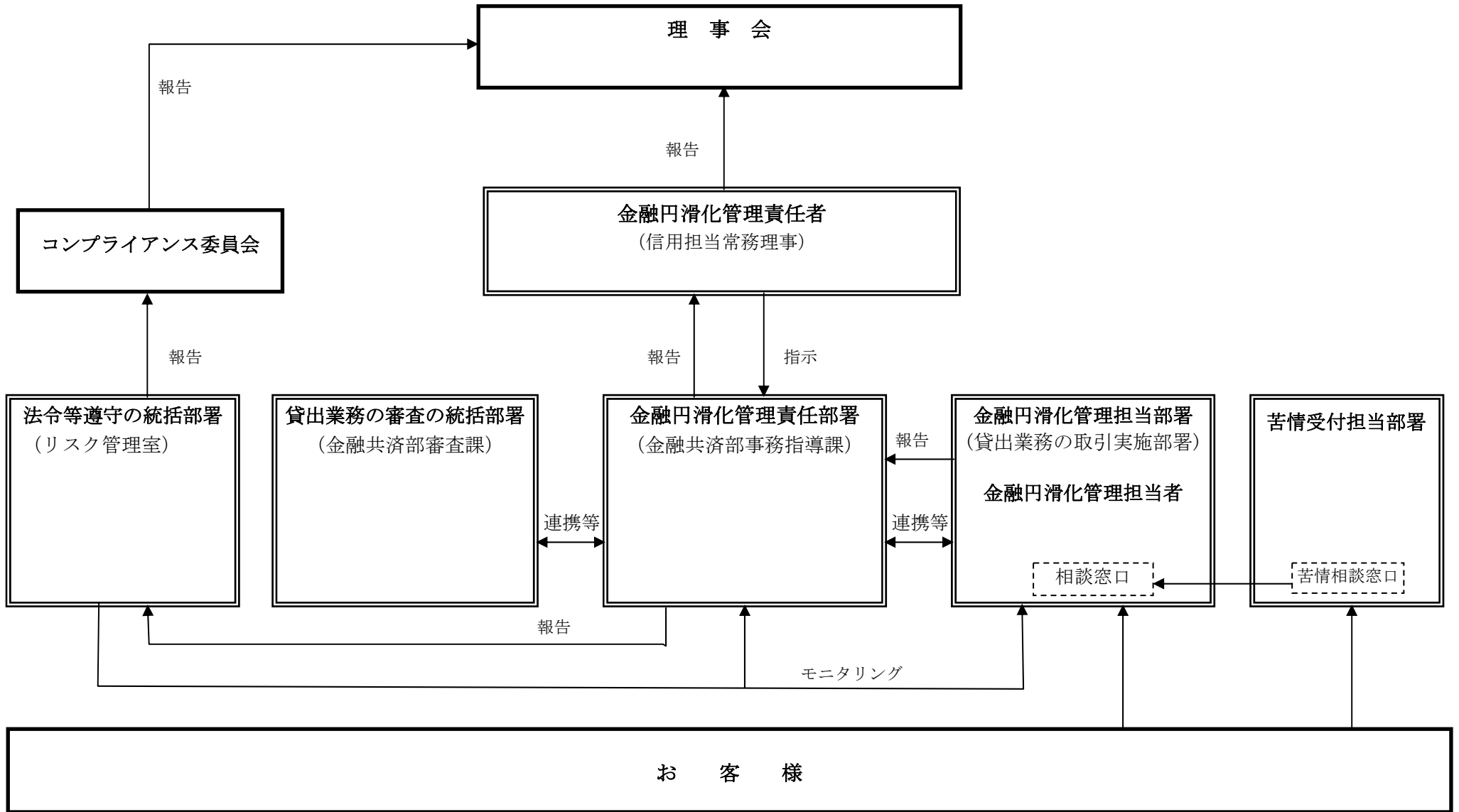
第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1および別表2のとおり。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表5および別表6のとおり。

金融円滑化法にかかわる金融円滑化管理の全体運営体制



中小企業者等のお客様へのご相談窓口のご案内

愛知北農業協同組合では、経済環境等が一層厳しさを増していることを踏まえ、農業者の皆様を始めとする中小企業のお客様への円滑な資金供給、住宅ローンをご利用のお客様へのご返済条件の見直し等を最も重要な社会的役割の一つとして位置付け、農業および地域の金融円滑化に取り組んでいるところです。

現在、農業者の皆様を始めとする中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様に対して、以下の「ご相談窓口」において、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

以 上

お客様のためのご相談窓口

店 舗 名	所 在 地	相談窓口	電話番号
○犬山支店	犬山市塔野地西4-1	融資課	0568-62-5111
犬山西支店	犬山市上坂町5-58		0568-61-0040
○犬山南部支店	犬山市字若宮82	融資課	0568-67-0666
羽黒支店	犬山市大字羽黒字前川原47-2		0568-67-0777
○扶桑支店	扶桑町大字高雄字天道322	融資課	0587-93-2211
柏森支店	扶桑町大字柏森字寺裏136		0587-93-0436
○大口支店	大口町丸2-13	融資課	0587-95-2121
○江南支店	江南市古知野町熱田72	融資課	0587-55-2271
布袋支店	江南市中奈良町熊野275-2		0587-55-6121
江南北支店	江南市勝佐町東郷16		0587-56-2245
草井支店	江南市小杖町明土1		0587-57-8324
宮田支店	江南市後飛保町新開1		0587-58-7206
○岩倉支店	岩倉市本町神明西11	融資課	0587-37-3111
岩倉西支店	岩倉市大地町西町畑5		0587-33-3302

(注) 1 ○印の支店は、融資専門担当者を配置しております。

2 相談時間は、平日の9時から15時までとなります。

3 貸出条件変更等にかかわるご意見・苦情については金融共済部にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 0587-55-2279 相談時間 9:00~16:00

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名

金融機関コード

業態

地域

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	11	11	99	125	125	125	125	125			
うち、実行に係る貸付債権の額	0	11	11	99	125	125	125	125	125			
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名 愛知北農協

金融機関コード 6470

業態 農協

地域 愛知県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	1	1	2	4	4	4	4				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	1	2	4	4	4	4				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	愛知北農協
金融機関コード	6470
業態	農協
地域	愛知県

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	41	45	64	71	71	75	75	96				
うち、実行に係る貸付債権の額	5	21	31	31	38	38	38	38				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	9	13	13	13	16	16	16				
うち、審査中の貸付債権の額	26	3	0	7	0	0	0	21				
うち、取下げに係る貸付債権の額	10	10	19	19	19	19	19	19				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	愛知北農協
金融機関コード	6470
業態	農協
地域	愛知県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6	7	10	11	11	12	12	13				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	3	4	4	5	5	5	5				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	3	3	3	4	4	4				
うち、審査中の貸付債権の数	4	1	0	1	0	0	0	1				
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	3	3	3	3	3	3				